

公告

平成29年6月6日

豊橋市長 佐原 光一

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1 公募型プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

道の駅「(仮称)とよはし」地域振興施設基本設計委託業務

(2) 業務内容

別紙「特記仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から平成29年12月19日(火)まで

(4) 契約上限金額

金25,900千円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

(1) プロポーザルの参加資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- a. 平成28・29年度豊橋市入札参加資格者名簿の業種「設計」に登録されていること。
- b. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- c. 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。
- d. 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結)に基づく排除処置を受けていないこと。
- e. 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(2) 過去10年間(平成19年4月1日以降)に、元請けとして同種・類似の業務(以下「同種・類似業務」という。)の実績を有すること。

ただし、協力事務所等（分担業務分野の企画（商業施設）に関して専門的な意見を求める等の業務補助者）が過去10年間（平成19年4月1日以降）に、元請けとして同種・類似業務の実績を有する場合も資格を満たすこととする。

- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (4) 管理技術者は、プロポーザル参加意向申出書の提出者（以下「応募事務所」という。）の組織に属していること。
- (5) 管理技術者は一級建築士であること。
- (6) 本業務の分担業務分野は、建築（総合）、建築（構造）、電気設備、機械設備、企画（商業施設）の5分野とし、主たる分担業務（以下「主要業務分野」という。）は建築（総合）と企画（商業施設）とする。
- (7) 主要業務分野の内、企画（商業施設）の主任担当技術者は、過去10年間（平成19年4月1日以降）に同種・類似業務のいずれかに携わった実績があること。
- (8) 管理技術者及び各主任担当技術者はそれぞれ1名であること。
- (9) 管理技術者は主任担当技術者を兼任しないこと。また、分担業務分野の主任担当技術者は3分野以上の主任担当技術者を兼任しないこと。
- (10) 協力事務所等を置く場合には、上記（1）b.～e.の要件は、協力事務所等にも適用し、複数の応募事務所の協力事務所等になることはできない。また、協力事務所等に本業務の全部を委託し、又は請け負わしてはならない。
- (11) 協力事務所等を置く場合にあっては、建築士法第24条の3に規定される再委託とならないこと。なお、本業務の内、商業用途基本計画策定業務（事業収支計画策定業務込）は、建築士法に規定されている再委託の対象外業務である。
- (12) 協力事務所等となった者は、本プロポーザルにおいて参加資格を有しない。また、応募事務所は他の応募事務所の協力事務所等となってはならない。

3 提案書（テーマⅡ）の提出を要請するものを選定するための評価基準（第一次審査）

- (1) 事務所の実績
 - 同種・類似業務の実績の内容
- (2) 担当チームの能力
 - 専門分野の技術者資格の保有状況
 - 同種・類似業務の実績の内容
- (3) 実施体制、実施方針及び実施方法
 - 業務の実施体制と業務の実施方針及び実施方法
 - 業務スケジュール
- (4) 評価テーマⅠに対する提案

4 契約候補者を特定するための評価基準（第二次審査）

- (1) 事務所の実績

同種・類似業務の実績の内容

(2) 担当チームの能力

専門分野の技術者資格の保有状況

同種・類似業務の実績の内容

(3) 実施体制、実施方針及び実施方法

業務の実施体制と業務の実施方針及び実施方法

業務スケジュール

(4) 評価テーマⅠに対する提案

(5) 業務の理解度及び取組意欲

(6) 評価テーマⅡに対する提案

5 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町1 豊橋市建設部道路建設課

電話：0532-51-2520

ファックス：0532-56-5516

電子メールアドレス：dorokensetsu@city.toyohashi.lg.jp

(2) 実施要領等の入手方法

下記ホームページからダウンロードすること。

豊橋市建設部道路建設課ホームページ：<http://www.city.toyohashi.lg.jp/2936.htm>

(3) プロポーザル参加意向申出書

a. 提出期限

平成29年6月19日（月）午後5時必着

b. 提出場所

(1) に同じ

c. 提出部数

1部

d. 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

e. 提案資格

提案資格確認後、「提案資格確認結果通知書」により、第一次審査の提案書等の提出について通知する。

第一次審査後、「結果通知書（第一次審査）」にて第二次審査の提案書等の提出について通知する。

(4) 提案書等の提出

a. 提出期限

【第一次審査】平成29年6月29日（木）午後5時必着

【第二次審査】平成29年7月18日（火）午後5時必着

b. 提出場所

（1）に同じ

c. 提出部数

（ア）提案書 正本 1部、副本10部

※ 正本、副本ともにA4サイズ・縦・左綴（2穴）ファイリングにより提出すること。

副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと。

（様式3-1はA3サイズ・横をA4サイズに折り込んでファイリングすること。）

（イ）参考見積及び見積金額内訳書（様式は任意）各1部（第二次審査の参加者のみ）

d. 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

（5）提案書（テーマⅡ）に関するヒアリングの実施

日程：平成29年7月24日（月）予定

時間、場所及び留意事項等については別途通知する。

6 注意事項

（1）提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

（2）提出された提案書等は返却しない。

（3）次に該当する提案は、無効とする。

a. 本公告に示した提案資格を有しない者の提案

b. 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

c. 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

d. 見積金額が契約上限金額を超える提案

e. 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

7 その他

（1）手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位

日本語及び、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

（2）契約書作成の要否

要

（3）その他詳細は、「道の駅「(仮称)とよはし」地域振興施設基本設計委託業務プロポーザル実施要領」による。